

自家用有償旅客運送更新登録申請（案）について

自家用有償旅客運送

□ 登録申請書 ■ 更新登録申請書

札幌 運輸支局長 殿				申請年月日		令和8年 9月 日			
申請者等	住所	〒 061 - 3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2				フリガナ	ヨシダ アリエ		
	フリガナ	ホッカイドウシカリシ				担当者氏名	吉田 有絵		
	名称	北海道石狩市				担当者所属	企画政策部交通政策課		
	フリガナ	イシカリシチョウ カトウ タツユキ				TEL/FAX	0133-72-3193/0311-74-5581		
	代表者名	石狩市長 加藤 龍幸				E-mailアドレス	ki-kotsu@city.ishikari.hok		
登録年月日	平成18年10月1日	登録番号	北札市交第 1 号	種別	■ 交通空白地有償運送 □ 福祉有償運送				
登録事項等									
路線又は運送の区域	路線	系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地				キロ程		
		起点					km		
			終点						
				(主な経過地)					
		起点					km		
			終点						
(主な経過地)									
■ 別紙1のとおり									
運送の区域		石狩市浜益地区及び厚田地区							
事務所	名称	①石狩市浜益支所 ②石狩市厚田支所		位置	①石狩市浜益2番地3 ②石狩市厚田45番地5				
事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数	所有区分	寝台車	車いす車	兼用車	回転シート車	セダン等	バス	合計	
		(軽)	(軽)	(軽)	(軽)	(軽)		(軽)	
	所有	() ()		() ()	() ()	() ()	5	2	7
		() ()		() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
	持込	※ () ()		※ () ()	※ () ()	※ () ()	※ () ()	※ () ()	※ () ()
軽自動車は、()内に内数で記載すること。事業用自動車については、※欄に記入すること。									
■ 別紙2のとおり (事務所が2つ以上の場合)									
運送しようとする旅客の範囲	有償運送の種別		旅 客 の 範 囲						
	交通空白地有償運送		■ 地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者						
	福祉有償運送 (□ 複数乗車を行う) (□ 観光客を含む) (□ 来訪者を含む)		□ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者						
			□ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者						
			□ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者						
			□ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者						
			□ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者						
			□ 介護保険施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者(基本チェックリスト該当者)						
□ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者									
路線又は運送区域ごとの対価の額		別紙のとおり							
事業者協力型自家用有償旅客運送	名称			住所					
	名称			住所					

路 線 一 覽

[illegible]

事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数

事務所名	所有 区分	寝台車	車いす車	兼用車	回 転 シート車	セダン等	バス	合 計
		(軽)	(軽)	(軽)	(軽)	(軽)		(軽)
石狩市浜益支所	所有					1	2	3
		()	()	()	()	()		()
	持込	※	※	※	※	※	※	※
		()	()	()	()	()	()	()
石狩市厚田支所	所有					1		1
		()	()	()	()	()		()
	持込	※	※	※	※	※	※	※
		()	()	()	()	()	()	()
石狩市役所	所有					3		3
		()	()	()	()	()		()
	持込	※	※	※	※	※	※	※
		()	()	()	()	()	()	()
合 計						5	2	7
		()	()	()	()	()		()

- ・事業用自動車については、※欄に記入すること
- ・軽自動車は、()内に内数で記載すること。
- ・寝台車：車内に寝台(ストレッチャー)を固定する設備を有する自動車
- ・車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
- ・兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ・回転シート車：回転シート(リフトアップシートを含む。)を備える自動車
- ・セダン等：交通空白地有償運送においては、バス以外の車両
福祉有償運送においては、上記以外の車両
- ・バス：乗車定員11人以上の自動車(福祉有償運送においては使用できない。)

令和8年8月 日

北海道運輸局 運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送 ・ 福祉有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名 称) 石狩市地域公共交通活性化協議会

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること

(対象市町村) 北海道石狩市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和8年8月 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

石狩市、石狩市花川北6条1丁目30番地2、石狩市長 加藤 龍幸

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

別紙のとおり

(2) 旅客から収受する対価(対価の内容を添付すること)

別紙のとおり

(3) 運送しようとする旅客の範囲

地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者

6. その他特記事項

自家用有償旅客運送更新登録申請について

令和8年8月 日

石狩市地域公共交通活性化協議会

主宰者

会長 佐々木 大樹

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、対象市町村の長

浜益滝川間乗合自動車運行業務委託 路線図



石狩市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例（平成17年9月26日条例第64号）

最終改正:令和8年3月19日条例第3号

改正内容:令和8年3月19日条例第3号 [令和8年4月1日]

別表第1（第8条関係）
普通料金（片道）

		（単位：円）	
		上段	一般
		下段	こども
		滝川市	
浜益地域	浜益雄冬		2,000
			1,000
	浜益千代志別及び浜益濃屋		1,900
			950
	浜益床丹及び浜益送毛		1,850
			930
	浜益幌		1,800
			900
	浜益群別		1,700
			850
	浜益及び浜益毘砂別		1,650
			830
	浜益川下及び浜益柏木		1,600
			800
	浜益実田		1,450
			730
新十津川町	幌加		1,350
			680
			850
			430

備考

- 1 乗客の区分は、次のとおりとする。
- (1) 一般 次号に該当する者以外の者をいう。

(2) こども 中学生以下の者をいう。
- 2 次に掲げる者の料金は、表の半額（10円未満の端数があるときは、その端数を10円に切り上げた額）とする。
- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

別表第2（第8条関係）
回数券料金の算定方法

11回の使用につき普通料金10回分に相当する額とする。

別表第3（第8条関係）
定期券料金の算定方法

$1 \text{ か月定期券料金} = \text{片道普通料金} \times 2 \times 20 \times (60 \div 100)$

(1) 路線又は運送の区域

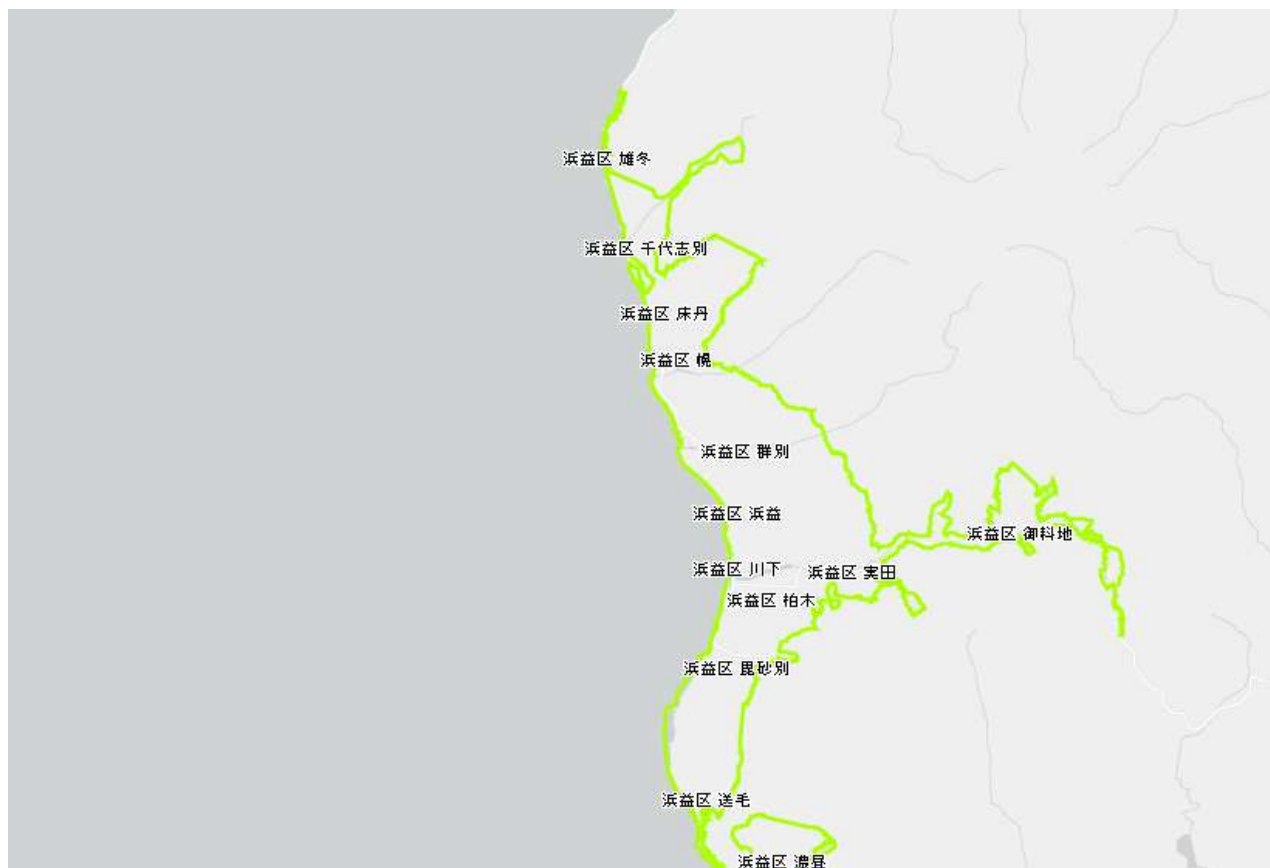
厚田スクールバス混乗事業に係る運送の区域

- ・厚田地域全域（図中の線で囲われた範囲） 下図参照



浜益スクールバス混乗事業に係る運送の区域

- ・ 浜益地域全域（図中の線で囲われた範囲） 下図参照



石狩市スクールバスの有償利用に関する要綱（平成19年2月8日要綱第2号）

最終改正:平成22年3月31日要綱第33号

改正内容:平成22年3月31日要綱第33号 [平成22年4月1日]

別表第1（第4条関係）
普通利用料（片道）

（単位：円）

上段 一般	
下段 児童・生徒等	
運行区間及び区域	金額
石狩市厚田区厚田～石狩市厚田区発足及び石狩市浜益区域	200
	無料

備考

- 1 乗客の区分は、次のとおりとする。
 - （1）一般 次号以外の者をいう。
 - （2）児童・生徒等 中学生以下の者をいう。
- 2 次に掲げる者の料金は、表の半額とする。
 - （1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - （2）厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - （3）高等学校の通学に利用する者

別表第2（第4条関係）
回数券利用料の算定方法

- 1 次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定めるところによる。
 - （1）別表第1備考1第1号に掲げる者 17回の使用につき当該利用者の普通利用料15回分に相当する額
 - （2）別表第1備考2に掲げる者 20回の使用につき当該利用者の普通利用料20回分に相当する額

運行管理の体制等を記載した書類

事務所の名称

石狩市

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	高畠 春一	滝川市北竜の川1247-11	運行管理者	○	
2	澤田 純一	石狩市厚田27-6	運行管理者	○	
3					

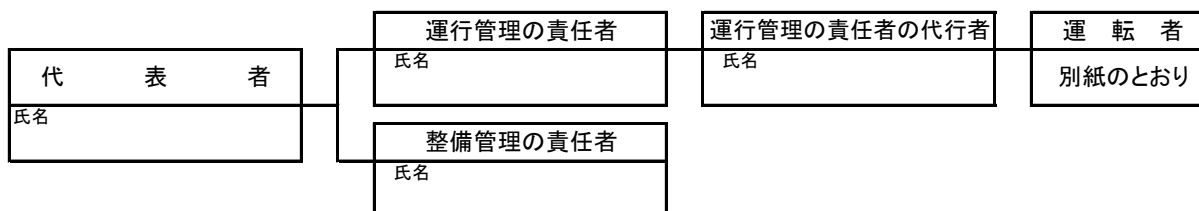
- ・乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格者証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ・資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- ・運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	協力
1	北川 達巳	滝川市有明町4丁目2-46	
2	佐藤 豊	石狩市八幡4丁目164-13	
3			

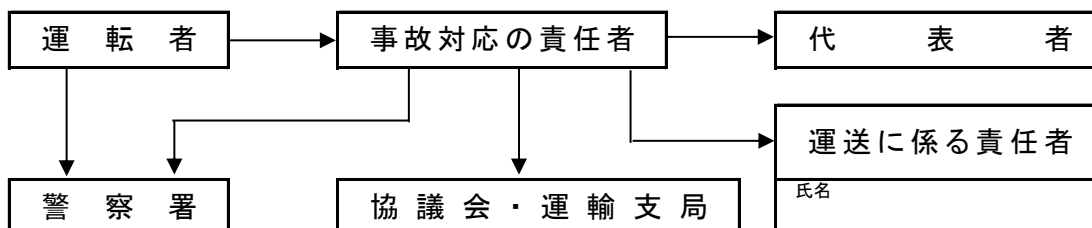
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載するものとする。

2. 事故処理連絡体制



事故対応の責任者：別紙のとおり

3. 苦情処理体制

苦情処理の責任者：別紙のとおり

苦情処理の担当者：別紙のとおり

1. 運行管理・整備管理の体制
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

